



老企第41号

平成12年3月8日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

## 記

### 第1 届出項目について

居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表第一(以下「施設サービス単位数表」という。)及び別表第二(以下「食費算定表」という。)の中で、介護給付費の算定に際して、

- ① 事前に都道府県知事に届け出なければならないことが告示上明記されている事項
- ② 都道府県知事に対する届出事項として特に規定されているものではないが、介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する上で必要な事項

とし、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(以下「体制状況一覧表」という。)に掲げる項目とする。

ただし、②については、事業所・施設の体制等の状況が容易に把握できる場合は、届出を省略して差し支えない。

第2 (別紙2)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定(許可)申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。
- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別(1新規・2変更・3終了)について記載させること。
- ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
- ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第3 (別紙3)「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(基準該当事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率(〇〇〇%)で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「100%」と記載させ、厚生大臣が定める基準より5%減じる場合は、「95%」と記載させることになる。

なお、市町村が上記の率を設定し、あるいは変更した場合は、(別紙4)「基準該当サービスに係る特例居宅介護(支援)サービス費(特例居宅介護(支援)サービス計画費)の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」と同様であるので、第2の②から⑧を準用されたい。

#### 第4 体制状況一覧表の記載要領について

##### 1 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生大臣が定める一単位の単価(平成12年2月厚生省告示第22号)に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- ② 「割引率」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設を実施する事業所又は施設が、全国共通の介護報酬額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「全国共通の介護報酬額」に対してどの程度割引を行うのか記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「0/100」と記載し、5%の割引率を設定する場合は、「5/100」と記載させることになる。
- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる(別紙5)「平面図」を添付させること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙6)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問介護、訪問看護又は通所介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別業にして記載させること。

##### 2 訪問介護

「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生大臣が定める地域(平成12年2月厚生省告示第24号)及び厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域(平成12年2月厚生省告示第54号)に該当する場合に、「あり」と記載させること。

##### 3 訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。

##### 4 訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第60条第1項第1号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。
- ③ 「緊急時訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙7)「緊急時

訪問看護加算・特別管理体制届出書」を添付させること。

## 5 通所介護

- ① 「施設等の区分」及び「人員配置区分」については、単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「一般型」と、併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「一般型」と、痴呆専用単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「痴呆型」と、痴呆専用併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「痴呆型」と、それぞれ記載させること。
- ② 「機能訓指導体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に2以上の単位（指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。
- ③ 「食事提供体制」については、調理従事者（委託している場合はその旨）の配置状況が分かる書類を添付させること。

なお、サテライト事業所については、本体事業所が食事を提供する体制を整えており、かつ、本体施設から食事が提供される場合には、「あり」と記載させること。
- ④ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。なお、「特別入浴介助体制」については、いわゆる特別浴槽の状況がわかる書類（写真、仕様書又は説明書等）を併せて添付させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、「人員配置区分」で「痴呆型」が選択されている事業所で看護職員（看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択し、欠員職種等の記載は要しないこと。「一般型」を選択した上で、なお指定居宅サービス基準第93条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、複数の指定通所介護の単位を実施している場合に、実施する指定通所介護の単位のうち、いずれか一つの通所介護の単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所介護の単位で介護職員に欠員がある場合は「3介護職員」と記載させること。

## 6 通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する事業所の場合は「通常規模の医療機関」と、第2項に規定する事業所の場合は「小規模診療所」と、第3項に規定する事業所の場合は「介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「食事提供体制」については、通所介護と同様(ただし、サテライト事業所に係る部分を除く。)であるので、5③を準用されたい。
- ③ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、5④を準用されたい。
- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第111条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。

なお、複数の指定通所リハビリテーションの単位(指定居宅サービス基準第111条に規定する指定リハビリテーションの単位をいう。以下同じ。)を実施している場合に、実施する指定通所リハビリテーションの単位のうち、いずれか一つの指定通所リハビリテーションの単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2つの指定通所リハビリテーションの単位を実施している事業所にあつて、一方の指定通所リハビリテーションの単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所リハビリテーションの単位で介護職員に欠員がある場合は「4介護職員」と記載させること。

## 7 福祉用具貸与

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。

## 8 短期入所生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第121条第2項又は第4項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、厚生大臣が定める基準(平成12年2月厚生省告示第26号。以下「26号告示」という。)第三号イ(1)から(3)のいずれか又は同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。)第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第121

条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

- ⑦ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 9 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第四号イ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。
- ② 「リハビリテーション加算状況」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「痴呆専門棟」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第142条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

#### 10 短期入所療養介護(病院療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第四号ロ(1)から(4)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「療養環境基準」については、26号告示第六号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「減算型Ⅲ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ④ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第49条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と、同号ロ(2)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、上記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の6割未満

の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「IV」)を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生大臣が定める地域～

人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護婦・看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

- ⑧ 「特定診療費項目」については、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準(平成12年2月厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準」という。)第一号に該当する場合は「感染対策指導管理」と、第二号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第三号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。
- ⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第四号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、同号ハに該当する場合は「作業療法Ⅱ」を、同号ニに該当する場合は「理学療法Ⅲ」を、第五号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、上記に掲げるもののほか、厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年2月厚生省告示第30号。以下「30号告示」という。)に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。
- ⑩ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、②から⑤、⑦(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑧及び⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護(診療所療養型)

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第四号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。
- ② 「療養環境基準」については、26号告示第七号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。
- ⑥ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、①、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護(痴呆疾患型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第四号二(1)から(4)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第五号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、30号告示に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑥ 「介護療養型医療施設」の「痴呆疾患型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。

14 短期入所療養介護(介護力強化型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第四号ホ(1)から(4)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ハ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ハ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ハ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ハ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と、同号ハ(2)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、上記に該当しな

い場合は「減算型」と記載させること。

- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護療養型医療施設」の「介護力強化型」に係る届出をした場合は、②、③、⑤(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 15 痴呆対応型共同生活介護

「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第157条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「2介護従業者」と記載させること。

#### 16 特定施設入所者生活介護

- ① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第175条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

#### 17 居宅介護支援

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2を準用されたい。

#### 18 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、26号告示第八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、「介護福祉施設」については26号告示第八号イ(1)から(3)のいずれか該当するものを、「小規模介護福祉施設」については同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを、それぞれ記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第一号ロに規定する基準を満

たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

- ⑦ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)附則第2条及び第3条の規定により読み替えて適用される同令第2条に定める員数を配置していない場合に記載させること。

#### 19 介護老人保健施設

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第九号イ又はロのいずれか該当するものを記載させること。
- ② 「リハビリテーション加算状況」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「痴呆専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第2条及び第3条の規定により読み替えて適用される同令第2条に定める員数を配置していない場合に記載させること。

#### 20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10②を準用されたいこと。
- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑤ 職員の欠員による減算の状況については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。

21 介護療養型医療施設(診療所型)

- ① 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、11①を準用されたい。
- ② 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。

22 介護療養型医療施設(痴呆疾患型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20⑤を準用されたい。
- ③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(痴呆疾患型)と同様であるので、12⑤を準用されたい。

23 介護療養型医療施設(介護力強化型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護力強化型)と同様であるので、14③を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20⑤を準用されたい。
- ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。

24 食事提供の状況

「食事提供の状況」については、食費算定表注1及び注2に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。届出に当たっては、(別紙8)「基本食事サービス費届出書」を添付させること。

